

富良野市災害廃棄物処理計画【概要版】

計画策定の背景・目的

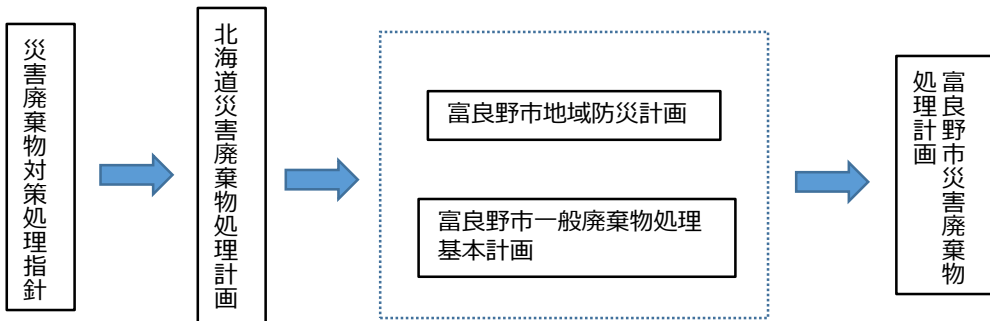
近年、全国各地で想定を超えた地震や台風等の自然災害により、多くの災害廃棄物が発生しています。

災害発生時には、市民の生活環境を保全し、地域を早期に復旧・復興させるため、災害廃棄物を迅速かつ適切に処理する必要があります。

そのため富良野市では、災害前から災害廃棄物の処理体制を構築し、処理に必要な事項を取りまとめた「富良野市災害廃棄物処理計画（以下、本計画という）を策定しました。

計画の位置付け

本計画は、環境省の災害廃棄物対策処理指針に基づき、北海道の北海道災害廃棄物処理計画と整合を図りながら、富良野市地域防災計画及び富良野市一般廃棄物処理基本計画における災害廃棄物処理に関する事項を定めるものです。



想定する災害及び対象とする廃棄物

本計画では、富良野市地域防災計画に示された地震を対象とし、災害廃棄物の適正処理に向けた基本事項と対象物を定めています。

【想定する災害規模】

地震規模 (最大深度)	災害被害			
	建物全壊	建物半壊	死者	避難者
震度6弱	500棟	2,320棟	5人	3,320人

【対象とする廃棄物】

生活ごみ	平常時同様に家庭から排出される生活ごみ
避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ等
し尿	仮設トイレ等からの汲み取りし尿
災害廃棄物	市民の自宅内にある被災した片付けごみ、損壊家屋の撤去等に伴い発生する「がれき類・木くず等」の廃棄物

災害廃棄物処理に係る組織体制及び支援体制

災害時における廃棄物処理等には、様々な対応が求められることから、本計画では、あらかじめ災害廃棄物処理を担う市組織体制や主要業務を定めると共に、国や北海道への支援要請時に必要な情報提供事項及び連絡先を整理しています。

また、災害廃棄物処理には市許可業者等の協力が不可欠なことから、災害発生後の廃棄物処理及びし尿収集における以下の協定を締結しています。

- ※ 災害発生時における民間事業者との協定（廃棄物関連）
 - ・災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定（市許可業者4社と締結・R2.9締結）
 - ・災害時等におけるし尿等の収集運搬に関する協定（市許可業者3社と締結・R2.8締結）

災害廃棄物の発生量

災害廃棄物処理を円滑に進めるためには、想定する被害から災害廃棄物やし尿等の発生量を推計する必要があることから、富良野市地域防災計画で示されている地震被害や災害廃棄物処理対策指針等を基に廃棄物等の発生量を算出しています。

災害廃棄物	避難所ごみ 1日あたり発生量	し尿 1日あたり発生量
118,860t	1.01t	5.64kl

仮置場の設置運営と避難所の仮設トイレに関すること

大量に発生する災害廃棄物の一時堆積場所となる仮置場の選定基準を定めると共に仮置場の運用方法や留意点をまとめています。

また、避難所の仮設トイレ設置や利用方法等についても決めました。

【仮置場の分類】

分類	期間	定義
住民用仮置場	発災～3ヶ月程度	被災住民が片付けごみ等を自己搬入する仮置場
一次仮置場	発災の数日後～ 1年程度	災害廃棄物を搬入し、二次仮置場での処理を行うまでの間、分別保管する仮置場
二次仮置場 (大規模災害時)	発災から3ヶ月以降	一次仮置場で処理した災害廃棄物を搬入し、その先の施設に搬入するまでの間の保管や、受入れのための中間処理（破碎・選別）を行う仮置場

開設時期は災害の種類・規模により異なる。

仮置場全体の必要面積は最大で約38,000㎡を想定（札幌ドーム 屋内アリーナの2.6倍）

災害廃棄物の処理

本計画では、早期に被災地域の復旧、復興を図るため概ね3年間での処理完了を目指します。（富良野市地域防災計画に示されている地震被害の場合）

項目	内容
災害廃棄物処理実行計画の策定	災害発生後は本計画を基に、災害規模や災害廃棄物の発生量や処理施設状況を把握した上で、実行計画を策定する。
リサイクルの推進、既存施設の活用	災害廃棄物は、再資源化に努めることで最終処分場への搬入を最小限に抑える。また、市保有施設で処理能力が不足する場合は、民間事業者や他市町村へ応援を要請する。
処理困難物等の対策	本市で通常収集・処理を行っていない災害廃棄物は留意事項に考慮した取扱いや処理方法を定める。
水害廃棄物の対応	水害は地震災害と比較すると局地的な災害となるが、通常のごみと比較すると水分や土砂が多いため適切に対応することが重要となる。
生活ごみ・し尿等の処理	避難所ごみを含む生活ごみは通常の分別区分とし、し尿や浄化槽汚泥は処理施設の指示により搬入する。
冬期の対策	冬期に災害が発生した場合は、積雪や凍結により災害廃棄物の処理が困難となる場合が想定されるため、対策を講ずる必要がある。

市民への啓発・広報等

平時から、災害廃棄物に関する分別や排出方法について市民啓発に努めます。また、災害の混乱に乗じた不法投棄や不法焼却が行われないよう周知します。

災害発生後は情報の一元化を図ることで、市民に混乱を生じないようにすると共に、仮置場においては明確なルールを明示し、円滑な処理ができるよう市民及び事業者に対して協力を要請します。